

|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 資金決済システムの法的課題   |
| Author(s)    | 久保田, 隆  |
| Citation     | 大阪大学, 2003, 博士論文  |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/1361">https://hdl.handle.net/11094/1361</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

|            |  |
|------------|--|
| 氏名         | 久保田 隆 <small>たかし</small>                           |
| 博士の専攻分野の名称 | 博士 (国際公共政策)  |
| 学位記番号      | 第 17958 号  |
| 学位授与年月日    | 平成 15 年 3 月 25 日                                   |
| 学位授与の要件    | 学位規則第 4 条第 1 項該当<br>国際公共政策研究科国際公共政策専攻              |
| 学位論文名      | 資金決済システムの法的課題                                      |
| 論文審査委員     | (主査)<br>教授 野村 美明<br>(副査)<br>教授 マッケンジー・コリン 教授 知原 信良 |

### 論文内容の要旨

#### 1. 本稿の目的

日本の資金決済システムに関わるリスク対策上の課題を検討し、課題克服に向けた具体的な立法提言を行うこと。現在、金融機関間の大口資金決済システムにおいては、欧米諸国で EU ファイナリティ指令、UCC4A 編などの決済システム立法が整備される中、日本では依然立法がなされず法的安定性を欠いたままであるため、国際金融取引の安全性や健全な発展を阻害する可能性がある。また、消費者に対する小口資金の決済ビジネスにおいては、銀行法 2 条 2 項 2 号の存在によって銀行以外の事業者が参入し難い状況にあり、今後の取引発展を阻害することが懸念される。

#### 2. 本稿の構成と内容

- 第 1 章：資金決済システムの制度概要を簡潔に説明した後、決済を巡る経済学的アプローチと法学的アプローチの相違を検討し、決済システム立法の必要性を説く。
- 第 2 章：経済学的アプローチに基づくリスク対策研究上の分析枠組みに基づいて決済リスクの所在とその対応策の趣旨を説明した後、日本の実務上の課題を明らかにする。
- 第 3 章：国際的なマルチラテラル・ネットィングが日本法の下で法的効力を否定されるリスクの所在を設例と法解釈のサーベイで示し、立法の必要性を説く。
- 第 4 章：様々な決済ビジネスが生まれる中、銀行以外の為替業務参入を阻む銀行法 2 条の問題点を指摘し、決済サービス法制定の必要性を説く。
- 終章：本稿の議論をもとに、EU ファイナリティ指令を参考に決済システム立法および銀行法 2 条 2 項 2 号の改正と決済サービス法を提案する。

#### 3. 本稿の結論

決済システム法整備に向けて、資金・証券決済システム法を制定してファイナリティの所在やマルチラテラル・ネットィングの法的有効性、準拠法、日本銀行のモニタリング等を明確化すると共に、銀行法 2 条 2 項 2 号による銀行の為替業務の排他性を改め、決済サービス法を制定して軽装備のモニタリング体制を整え、銀行以外のも為替業務参入を容認すべきである。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、金融論・金融実務および比較法・法解釈分析を踏まえて日本の資金決済システムの立法的課題を検討し、①大口資金決済システムにおけるファイナリティの所在およびマルチラテラル・ネットィングの有効性につき、EU指令を参考に立法化すべきこと、②資金決済取引を銀行に制限する銀行法を改正して銀行以外の決済サービス業者の参入を許すとともに、最低限のモニタリング法制を整えることを提言している。

論文は6章からなる。序章の目的、問題状況、先行研究、構成と要旨に続き、第1章では主要国の資金決済システムの特徴が明らかにされ、決済の法的性格が論じられる。すなわち、第1にファイナリティが第三者に対抗できず倒産法等の遡及効にかかる、第2に当事者間でも決済手段によって法的要件・効果が異なり、取引の安全を害するので、欧米にならない立法で明確化すべきと説く。第2章は金融論・金融実務の観点から決済システムのリスク対策と効率性向上策としての課金政策の現状と課題を検討する。第3章は、欧米のネットィング決済に参加する日本の銀行が倒産すると、日本の管財人が日本法に基づいて決済を否認し国際金融取引を阻害するリスクがあることを国際私法および比較法上の分析で示し、特定決済システムについてネットィングの有効性を立法で確保する必要性を主張する。第4章では、銀行法で銀行に排他的に認められている為替取引に関する判例を国際私法および刑法上検討し、規制のメリットよりも新しい決済サービスの発展を阻害するデメリットが大きいこと、新しい決済サービス業者をインターネット専業銀行として規制するよりも、別個に規制する方法に優位性があることを主張する。終章では具体的な法文案を示し、立法提言を行う。

本論文は、日本の資金決済システムの法的問題を国際的観点も交えながら総合的かつ詳細に検討した日本で初めての本格的業績であり、英語 57 点、日本語 168 点の参考文献、ケーススタディと外国法文等を添付（全 200 頁）するなど周到な準備のもとに執筆されたことがうかがわれ、博士（国際公共政策）を授与するに値するものと判断する。

なお、本論文は 2003 年 6 月に国際書院から出版された。